

協会けんぽ かもめだより

第64号

(令和7年・冬)

全国健康保険協会
神奈川支部
健康保険委員 事務局
担当：企画総務グループ

医療費のお知らせをお送りします

協会けんぽでは、加入者のみなさまにご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年一回「医療費のお知らせ」を発行しています。

お知らせの送付方法

◆対象期間 令和6年9月～令和7年8月診療分

※医療機関等が診療した月ごとに作成する診療報酬明細書（レセプト）が協会けんぽに届いていない場合は、その医療費等は、医療費のお知らせに記載することができません。

◆送付時期 令和8年1月13日から1月23日にかけて事業主さま宛へ順次発送

◆対象者 協会けんぽにご加入の被保険者及び被扶養者

※令和7年11月8日時点の加入情報をもとに発送

事業所さまにはお手数をおかけいたしますが、従業員（被保険者）へ開封せずお渡しいただきますようお願いいたします。

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用可能です。

※「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費（令和7年9月～12月診療分）は、医療機関等からの領収書に基づき、医療費控除の明細書を作成する必要があります。

POINT

マイナポータル連携を利用すると、医療費控除に使用できる医療費通知情報をマイナポータル経由で取得し、所得税の確定申告書を作成する際に、該当項目に自動入力することができます。

❗ 確定申告（医療費控除）については、**税務署**へお問い合わせください。

「医療費のお知らせ」の送付は今回を最後に終了します。

協会けんぽでは、「医療費のお知らせ」を毎年送付しておりますが、マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、今回（令和8年1月送付分）の送付を最後に終了いたします。

医療費情報の確認には、ぜひマイナポータルをご利用ください。

なお、引き続き医療費のお知らせが必要な方は、「医療費のお知らせ依頼書」をご提出ください。



医療費のお知らせが届かなくて、医療費の確認ができない！



マイナポータルでいつでも確認できて便利！

医療費のお知らせについて詳細は右の二次元コードからご確認ください
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/g5-cat591/>



令和7年12月2日以降、健康保険証はお使いいただけません

令和7年12月2日以降、従来の水色の健康保険証は使用できません。
「マイナ保険証」を使って医療機関・薬局を受診しましょう。

マイナ保険証の登録方法



Q. マイナ保険証はどうしたら使えるようになるの？

A. マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行うことで、使えるようになります。
医療機関や薬局のカードリーダー、マイナポータルやセブン銀行ATMで簡単に登録できます。



かんたん！医療機関等の窓口で登録！

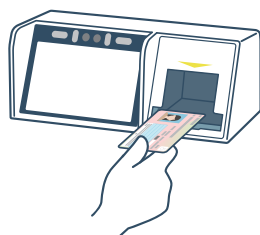
STEP1

マイナンバーカードを持って医療機関や薬局へ



STEP2

受付のカードリーダーにマイナンバーカードを置く



STEP3

顔認証などで本人確認



POINT!

登録後すぐに使用できます！

マイナ保険証を利用できない状況にある場合

マイナ保険証を利用できない状況にある方（※）は、「資格確認書」を医療機関等へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

（※）マイナ保険証を利用できない状況にある方とは、以下に該当するような方を指します。

- ・マイナンバーカードを所持していない
- ・マイナ保険証の利用登録をしていない
- ・家族や介助者等が同行して資格確認を補助する必要がある



電子証明書の有効期限切れにご注意ください

電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面またはマイナポータルからご確認ください。
有効期限の2～3か月前を目途に「有効期限通知書」が同封された封筒がご自宅に送付されますので、お住まいの市区町村窓口まで、忘れずに更新手続きをお願いします。

※猶予期間として、有効期限満了日が属する月の末日から3か月間は、マイナ保険証として引き続き受診可能です。

マイナ保険証について詳細は右の二次元コードからご確認ください
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/LP/mynahokensho/>



「もったいない」をなくそう

健康づくりサイクル



協会けんぽのサポートを活用して健康状態を確認・改善・維持しないことは **もったいない!**
3つの健康づくりサイクルをまわして、元気で健康な暮らしを続けましょう。

その1 「健診受けない」もったいない

協会けんぽ加入者は健診をお得に受けられるのに、受けないのはもったいない。

生活習慣病は早期には自覚症状がなく、症状が現れたときにはすでに進行しているというケースが少なくありません。健診を受けることで自身の生活習慣を見直し、改善に取り組むきっかけとなります。また、早期に病気を発見し、早期治療につなげることができます。

協会けんぽの生活習慣病予防健診

メタボリックシンドロームとともに
5大がんまでカバー！

メタボリック
シンドローム



5大がん
肺・胃・大腸
子宮・乳房

自己負担額

18,865 円のところ

5,282 円

健診費用の約7割を
協会けんぽが補助します



生活習慣病予防健診は被保険者さまが対象の健診です。
被扶養者さま（ご家族）は特定健診を受診してください。

協会けんぽの健診については右の二次元コードからご確認ください
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/LP/health-cycle/>



その2 「受けっぱなし健診」もったいない

せっかく健診を受けても、改善につなげなければもったいない。

○生活習慣の改善が必要と判断されたら・・・ **特定保健指導を受ける**

特定保健指導とは？

「メタボリックシンドローム」のリスクのある40歳～74歳の方を対象にした健康サポートです。
健康に関するセルフケアができるように、保健師または管理栄養士がサポートします。

○医療機関への受診が必要と判断されたら・・・ **早期に医療機関を受診する**

その3 「健康づくりを継続しない」もったいない

良好な健康状態になっても、それを継続しないのはもったいない。

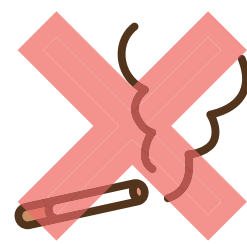
適度な運動



バランスの良い食生活



禁煙等



健康づくりサイクルの詳細は右の二次元コードからご確認ください
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/LP/health-cycle/>



工作中・通勤途中のケガ等には

健康保険は使えません！

工作中や通勤途中に被ったケガや病気は、労災保険の給付対象となりますので、健康保険を使用することができません。

医療機関を受診する際は、ケガや病気の原因が業務上のものである旨を必ず伝えるとともに、労災保険へ手続きを行ってください。

※負傷された方や事業主の方が労災保険と健康保険のどちらを使用するか選択することはできません。



健康保険が使える



- ・プライベートでのケガや病気
- ・第三者行為によるケガ（交通事故や暴力など）



「第三者行為による傷病届」を協会けんぽへご提出ください。



健康保険が使えない



- ・業務上の理由により病気やケガをしたとき（業務災害）
- ・通勤途中にケガをしたとき（通勤災害）

※労災保険のご相談は、事業所を管轄する労働基準監督署へご連絡ください。

労災保険制度については右の二次元コードからご確認ください（厚生労働省 HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/index.html



令和8年1月から

電子申請が始まります

令和8年1月からオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。

電子申請は郵送に係る手間が必要ないことや、申請後の処理状況がオンラインで確認できること等、メリットがたくさん！ぜひご利用ください。

4つのステップでカンタン申請！



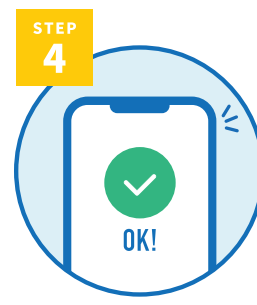
ウェブサイトまたはアプリからマイナンバーカードを利用してログイン



申請したい申請書を選択



入力フォーマットに必要な事項を入力
添付書類は電子ファイルをアップロード



申請手続き完了

電子申請については右の二次元コードからご確認ください
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/electronic_application/



全国健康保険協会 神奈川支部

協会けんぽ

045-270-8431（代表）

お電話のお掛け間違いにご注意ください。

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2
みなとみらいグランドセントラルタワー9階

協会けんぽ 神奈川

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kanagawa/>

